

危険物規制の概要

第 1	危険物の貯蔵及び取扱い制限等	法 10
-----	----------------	------

1 危険物の貯蔵及び取扱い制限等

- (1) 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所で行って取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を 10 日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りではない。
- (2) 別表に掲げる品名（第 11 条の 4 第 1 項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする 2 以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が 1 以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。
- (3) 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。
- (4) 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の基準は、政令でこれを定める。

(法第 10 条)

危険物の貯蔵及び取扱いの規制に関する基本的規定で、指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いは、製造所、貯蔵所又は取扱所という一定の施設において政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないことを規定するとともに、それに対する例外として、仮貯蔵及び仮取扱いの制度を認めることを規定したものである。

2 留意事項

(1) 危険物

危険物とは、法別表（別記 1）の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
(法第 2 条抜粋)

危険物であるか否かの判断は、その物品が法別表に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、その物品が法別表に掲げられている性状を有しているか否か、更には、性状が確認できない場合には、その物品が危険物としての性状を有するか否かの確認をするための政令で定められた試験を行い、その物品が一定以上の性状を示すか否かにより決定される。
(**)

(2) 指定数量

① 指定数量は、政令別表第 3（別記 2 を参照すること。）の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表に指定数量欄に定める数量とする。

(法第 9 条の 4 抜粋)

② 指定数量の倍数の算定

指定数量の倍数の算定は、同一の危険物施設内において、貯蔵又は取り扱う個々の危険物の指定数量の倍数が、それぞれ1未満であってもその合計が1以上となれば指定数量以上貯蔵又は取り扱っていることとすること。(法第10条第2項)

なお、各危険物施設の指定数量の倍数の算定方法は、第4に示す。

例示

A危険物製造所

類別	品名	性質	指定数量	取扱量	倍数
第4類	第1石油類	非水溶性液体	200L	100L	0.5
第4類	第2石油類	非水溶性液体	1000L	300L	0.3
第4類	第3石油類	非水溶性液体	2000L	400L	0.2

$$100 \div 200 + 300 \div 1000 + 400 \div 2000 = 1 \text{ 倍}$$

(3) 指定数量未満の取扱い

指定数量未満の危険物の取扱いは、堺市火災予防条例で定められている。

(法第9条の4抜粋)

(4) 仮貯蔵又は仮取扱い

仮貯蔵又は仮取扱いは、消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を10日間以内に限り仮に貯蔵し、又は取扱う事を認めるものであり、あくまで臨時的、例外的に認められるものである。なお、申請等については、危険物申請等事務手続基準第6「仮貯蔵、仮取扱承認申請」を参考にすること。

第 2	危 険 物 施 設 の 区 分	法 1 0 令 2 令 3
-----	-----------------	---------------------

1. 危険物施設の区分

(1) 製造所

製造所とは、危険物を製造する目的をもって危険物を取り扱う製造所

(2) 貯蔵所の区分

法第10条第1項の貯蔵所は、次のとおり区分する。 (令第2条抜粋)

① 屋内貯蔵所

屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

② 屋外タンク貯蔵所

屋外にあるタンク（第4号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

③ 屋内タンク貯蔵所

屋内にあるタンク（次号から第6号までに掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

④ 地下タンク貯蔵所

地盤面下に埋没されているタンク（次号に掲げるものを除く。）において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

⑤ 簡易タンク貯蔵所

簡易タンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

⑥ 移動タンク貯蔵所

車両（被牽引自動車にあつては、前車軸を有しないものであつて、当該被牽引自動車の一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によってささえられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

⑦ 屋外貯蔵所

屋外の場所において第2類の危険物のうち、硫黄、硫黄のみを含有するもの若しくは引火性固体（引火点が0℃以上のものに限る。）又は第4類の危険物のうち第1石油類（引火点が0℃以上のものに限る。）、アルコール類、第2石油類、第3石油類、第4石油類若しくは動植物油類を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所

(3) 取扱所の区分

法第10条第1項の取扱所は、次のとおり区分する。 (令第3条抜粋)

① 給油取扱所

給油設備によって※自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所（当該取扱所において併せて灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4000L以下のタンク（容量2000Lを超えるタンクにあつては、その内部を2000L以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するため固定した注油設備によって危険物を取り扱う取扱所を含む。）

※自動車等には自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運航する車両のほか、

可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。
(令和5年3月24日消防危第63号)

② 販売取扱所

店舗において容器入りのままで販売するため危険物を取り扱う取扱所で次に掲げるもの

イ 第1種販売取扱所

指定数量の倍数が1.5以下のもの

ロ 第2種販売取扱所

指定数量の倍数が1.5を超え4.0以下のもの

③ 移送取扱所

配管及びポンプ並びにこれらに附属する設備（危険物を運搬する船舶からの陸上への危険物の移送については、配管及びこれに附属する設備）によって危険物の移送の取扱いを行う取扱所（当該危険物の移送が当該取扱所に係る施設（配管を除く。）の敷地及びこれとともに一団の土地を形成する事業所の用に供する土地内にとどまる構造を有するものを除く。）

④ 一般取扱所

前3号に掲げる取扱所以外の取扱所

2 危険物施設に係る適用除外

危険物規制の規定は、航空機、船舶、鉄道又は軌道による危険物の貯蔵、取扱い又は運搬には、これを適用しない。
(法第16条の9)

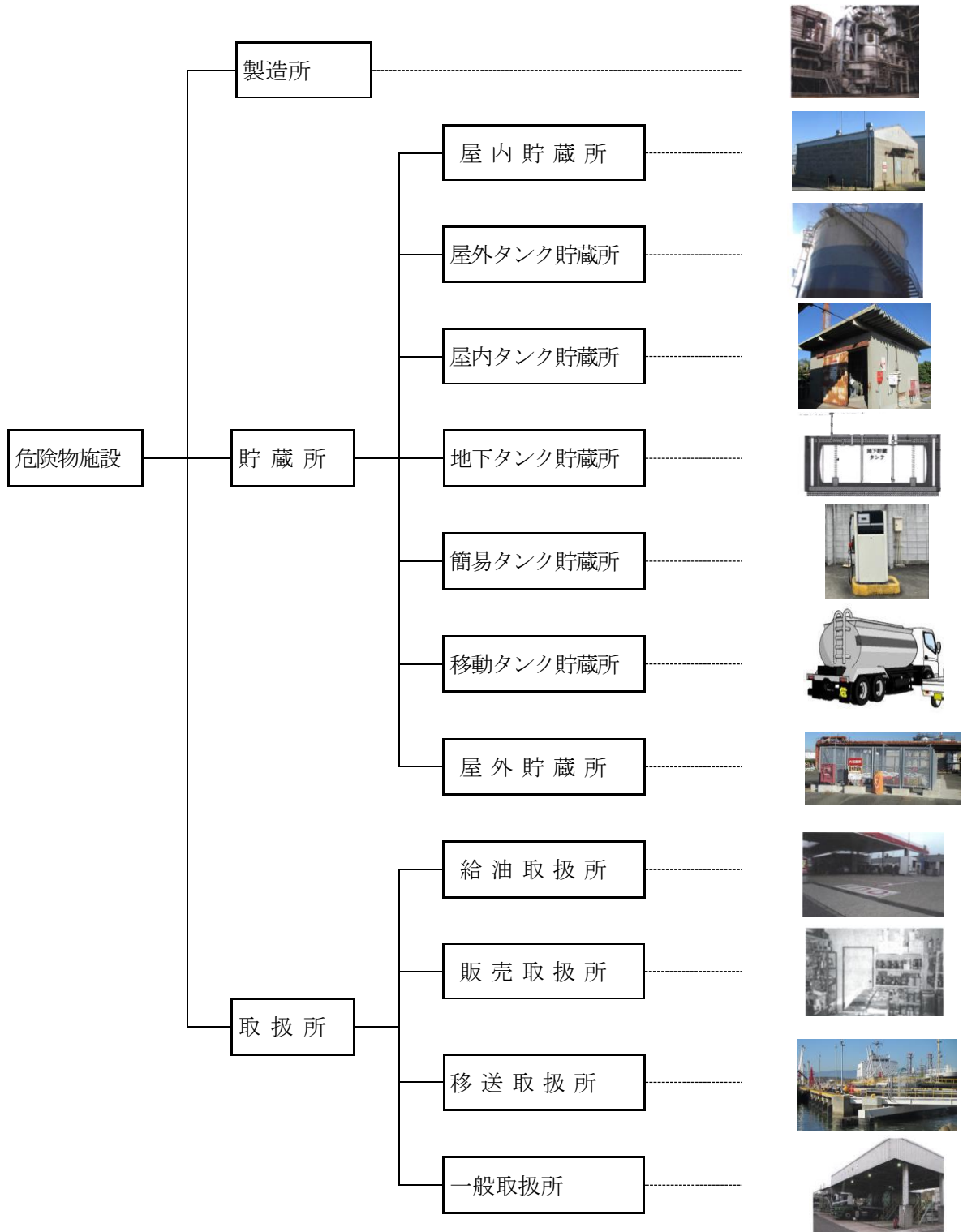
したがって、航空機、船舶、鉄道及び軌道による貯蔵、取扱い又運搬は、消防法第3章の規定が適用されず、他法令により規制されている。ただし、外部の施設からの給油等を行う場合についてまで適用を除外されるものではない。
(**)

3 留意事項

指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、原則として、政令で定める施設区分に従い、それぞれの技術上の基準に適合していなければならない。

(法第10条第4項抜粋)

4 危険物施設の区分図



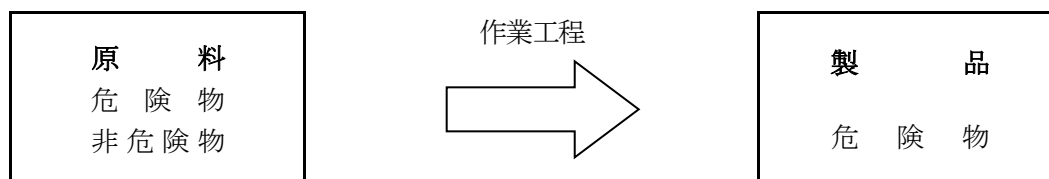
第 3	危険物施設の規制範囲	法 10-1
-----	------------	--------

1 規制範囲

施設区分の分類は、前記第 2 が基本であるが、規制範囲は、次に示すとおりとする。

2 製造所

製造所とは、原料が危険物であるか非危険物であるかを問わず、下図のとおり種々の作業工程を経た最終製品が危険物であるものを製造所といい、規制範囲は以下のとおりとする。



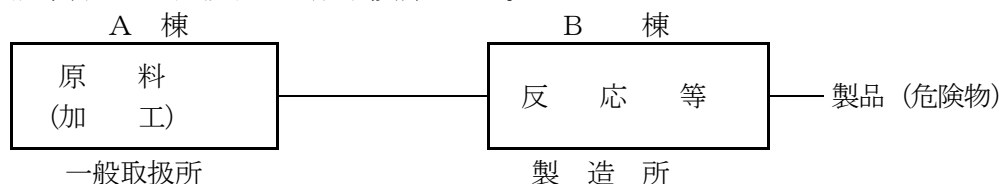
- (1) 製造所は、危険物の製造が目的であるから、加工を目的とするものは、製造所に該当せず取扱所に属する。

加工とは、沈降等による不純物の除去、比重分離による物品の除去、白土処理等による脱色等が該当する。したがって、反応、蒸留等は製造所に該当する。

- (2) 製造所については、一棟の建物の中で危険物の製造工程が完結している場合は、その棟全体を一の製造所とし、また、その一棟の中に同種又は異種の 2 以上の製造工程があっても一の製造所として規制すること。

- (3) 製造工程が二棟以上の建築物にわたる場合は、その棟ごとに一の製造所となる。

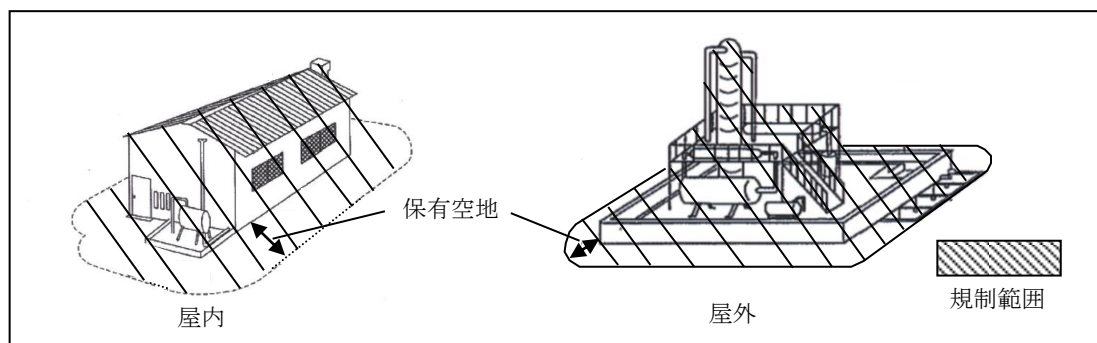
ただし、製造される危険物の原料のみを取り扱う棟は、その原料が危険物であるときは、当該原料となる危険物の一般取扱所となる。



- (4) 建築物のない製造施設の場合は、製造工程全部を一の製造所として規制すること。

- (5) 製造された危険物又は原料となる危険物を一時的に貯えるタンクは、当該タンクが製造工程に組み込まれ、危険物を取り扱う形態のものである場合は、製造所の本来の機能に伴う施設として、製造所の一部となる。

規制範囲の例



(6) 製造所における危険物以外の物品の製造

(平成24年8月28日消防危第199号)

製造所において、当該施設の設備を用いて危険物に該当しない物品を製造可能な場合があるが、以下の要件を満たす場合は、当該物品の製造を認めてもよい。

- 1 当該物品は、当該物品が触れる可能性のある設備の材質に悪影響を与えないものであること。
- 2 当該物品は、当該製造所で取り扱う危険物と有毒ガスの発生や火災性状の変化等悪影響のある反応を起こさないものであること。
- 3 当該物品は、当該製造所に設置されている消火設備で有効に消火できるものであること。
- 4 当該物品は、消防活動等に支障を与えないものであること。

(7) 製造所における危険物の充填

(平成24年8月28日消防危第199号・令和2年3月16日消防危第67号)

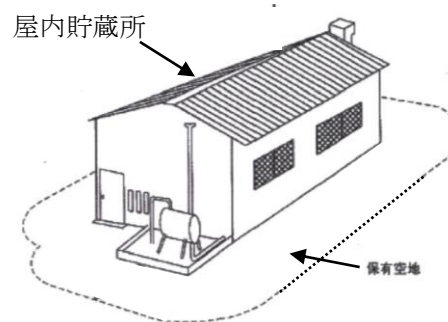
製造した危険物を出荷するため、若しくは当該施設の設備の運転に必要な範囲での危険物の詰め替え又は充填（廃油の処理等）する行為は一連の製造工程として捉え、防火上支障のない場合には製造に伴う取扱いとして認めてもよい。ただし、詰め替え後の容器は速やかに貯蔵所等に運搬すること。

3 貯蔵所

(1) 屋内貯蔵所

- ① 一棟（独立・専用の建築物）ごとに規制すること。なお、隔壁で区画された複数の室がある場合でも一の貯蔵所として規制すること。
- ② 他の用途の倉庫等の部屋を区画して設けられる場合は、その区画された部屋のみを規制すること。

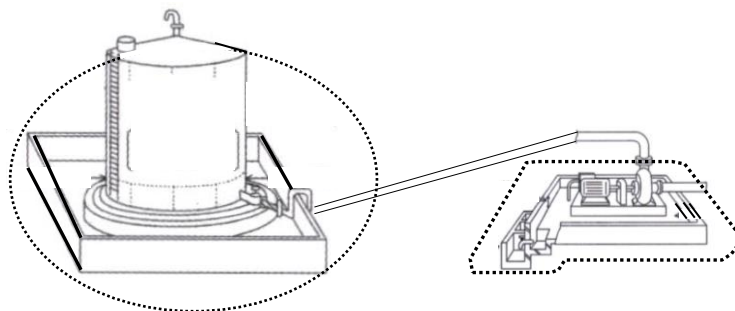
規制範囲の例



(2) 屋外タンク貯蔵所

- ① 貯蔵タンクごとに規制すること。
- ② 分割した貯蔵タンクであっても、一の貯蔵所として規制すること。
- ③ 共用のポンプ設備、防油堤等で複数の貯蔵タンクに係る規制については、指定数量の倍数が最も大なる（主たるタンク）施設の付属設備として規制すること。

規制範囲の例



(3) 屋内タンク貯蔵所

屋内貯蔵タンクの基数に係わらず、タンク専用室ごとに規制すること。

規制範囲の例



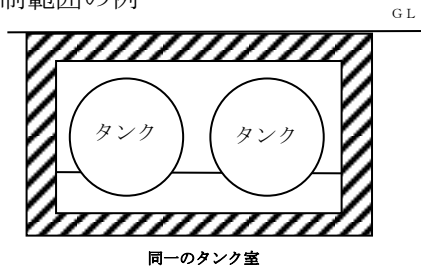
(4) 地下タンク貯蔵所

地下貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として規制すること。

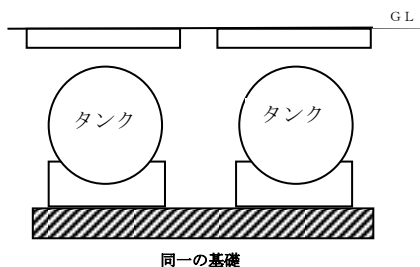
- ① 同一のタンク室に設置されているもの。
- ② 同一の基礎上に設置されているもの。
- ③ 同一の蓋に設置されているもの。

例示：複数のタンクが一の貯蔵所となる例

規制範囲の例



タンク室構造



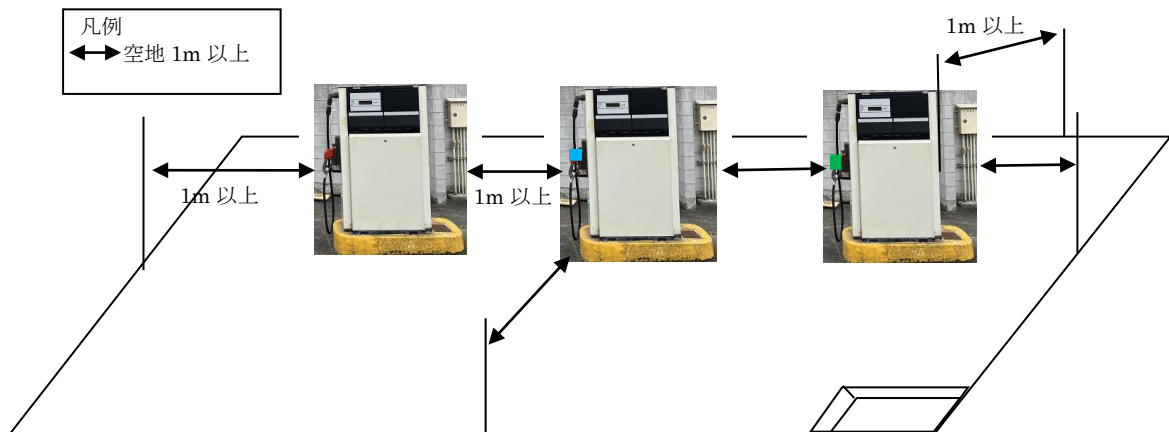
直下埋設構造

(5) 簡易タンク貯蔵所

簡易貯蔵タンク 1 基ごとに規制すること。ただし、複数の貯蔵タンクが次のいずれかに該当する場合は、一の貯蔵所として規制すること。

- ① 同一のタンク専用室に設置されているもの。
- ② 屋外に設置されている場合で、塀、コンクリート又は排水溝等で区画されているもの。

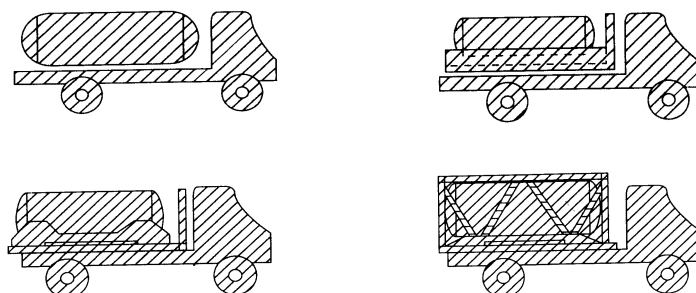
規制範囲の例



(6) 移動タンク貯蔵所

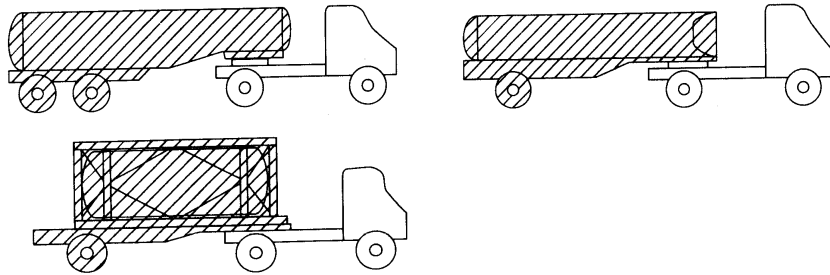
① 単一形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び単一車形式で積載式の移動タンク貯蔵所は、下図のとおり貯蔵タンク及び車両も含めて規制すること。

規制範囲の例



② 被けん引車形式で積載以外の移動タンク貯蔵所及び被けん引車形式で積載式の移動タンク貯蔵所にあつては、下図のとおり移動貯蔵タンクを積載している部分のみを規制すること。

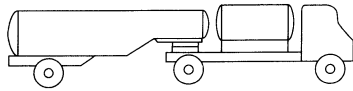
規制範囲の例



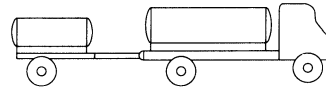
③ 移動タンク貯蔵所として認められないもの

次のようなフルトレーラー及び複合タイプのものは、認められていないので留意すること。

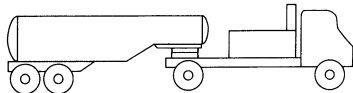
例 1



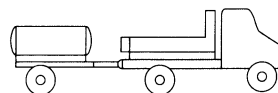
例 2



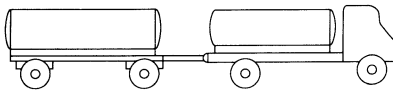
例 3



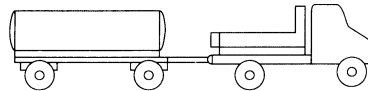
例 4



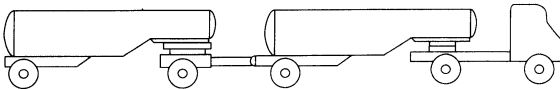
例 5



例 6



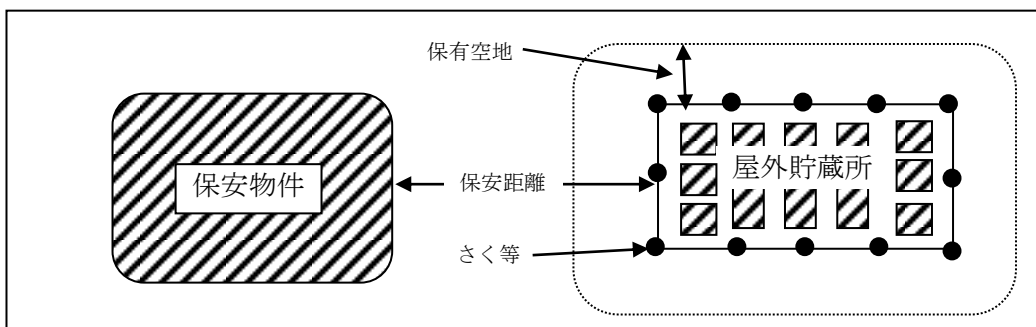
例 7



(7) 屋外貯蔵所

一の区画ごとに規制すること。

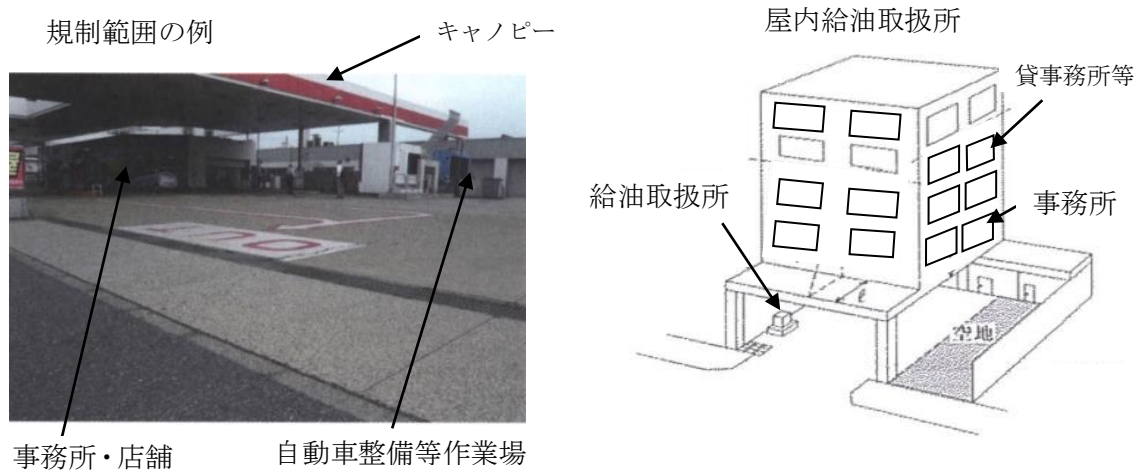
規制範囲の例



4 取扱所

(1) 給油取扱所

区画された一の敷地ごとに規制すること。なお、地下貯蔵タンク（専用タンク、廃油タンク）、簡易貯蔵タンク等取扱所内にあるタンクを含めて規制すること。



(2) 販売取扱所

店舗の連続した区画の部分を一の取扱所として規制すること。

規制範囲の例

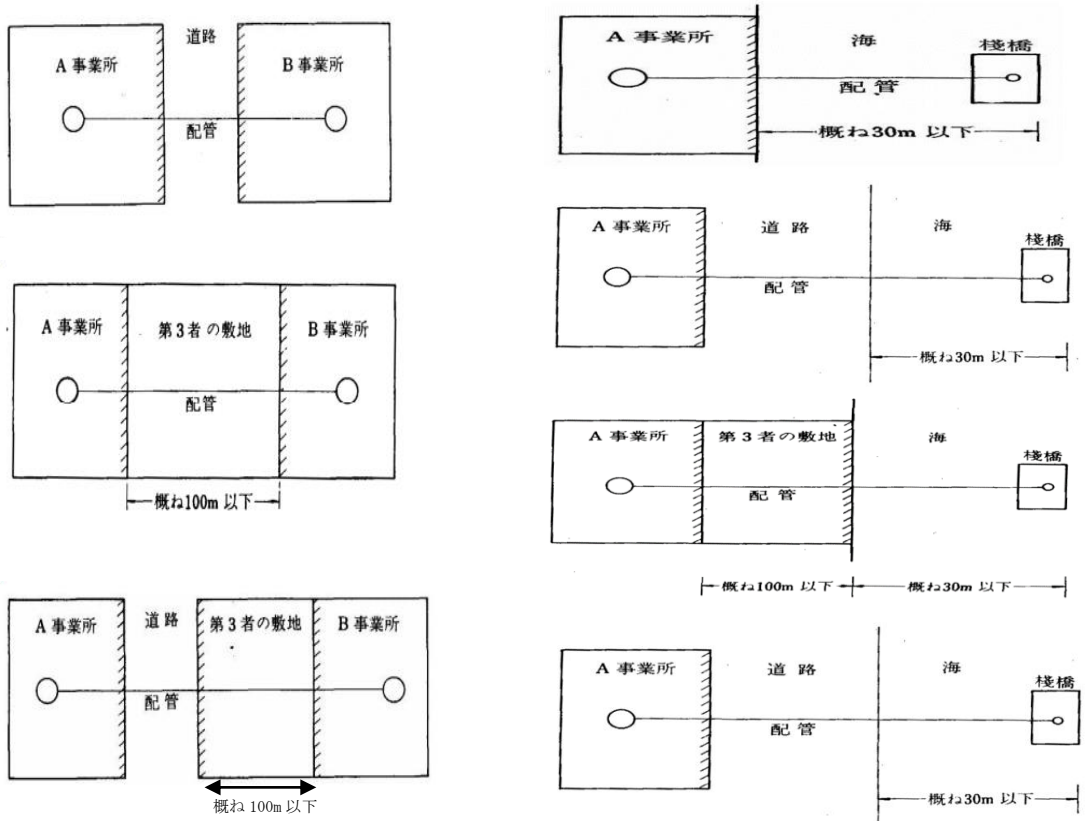


(3) 移送取扱所

原則として、一の配管、ポンプ設備ごとに規制すること。

なお、詳細は、移送取扱所の位置、構造及び設備の基準を参照すること。

規制範囲の例

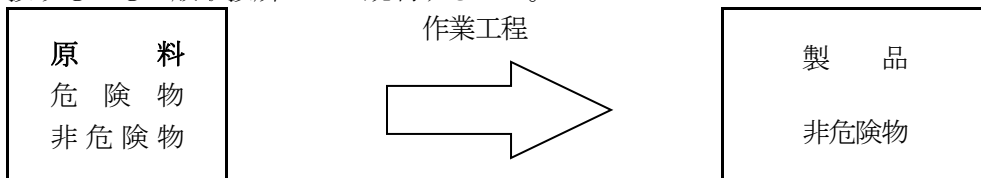


(4) 一般取扱所

一般取扱所は、第2、1(3)④によるほか、下図のように危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても最終製品が非危険物となるものは、一般取扱所として規制すること。

また、危険物を取り扱う塗装、印刷、塗布、洗浄、焼き入れ、放電加工、ボイラー、バーナー、車両に固定されたタンクに液体の危険物を注入、容器詰替、油圧装置、潤滑油循環装置、切削装置、研削装置及び熱媒体循環装置も一般取扱所として規制される。

なお、規則第1条の3第7項第1号(品名から除外されるもの)により、動植物油から除かれるもので、そのタンクに附属する注入口等の部分において、1日に指定数量以上取り扱うものも一般取扱所として規制すること。



規制範囲は、原則として、2製造所の例によること。

第4	指定数量の倍数の算定方法	法10-2
----	--------------	-------

指定数量の倍数の算定方法は、次のとおりとする。

1 製造所

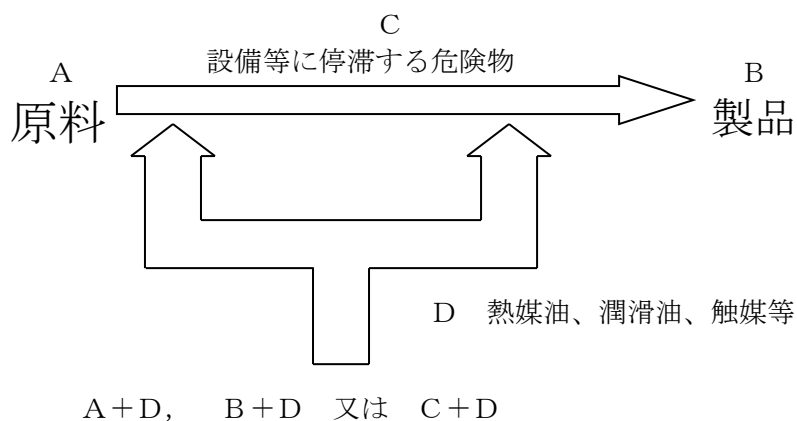
倍数の算定は、原則として1日（24時間）における取扱行為に係る危険物の数量の合計とすること。 (***)

(1) 危険物から危険物を製造する製造所

次の①～③までのうち、指定数量の倍数が最大のものとする。なお、附属設備に危険物である熱媒油、潤滑油等の貯蔵、取扱いがある場合は、その滞留量を取扱量として加算すること。

- ① 原料である危険物の総量
- ② 製品である危険物の総量
- ③ 設備等に存する危険物の瞬間最大停滞量

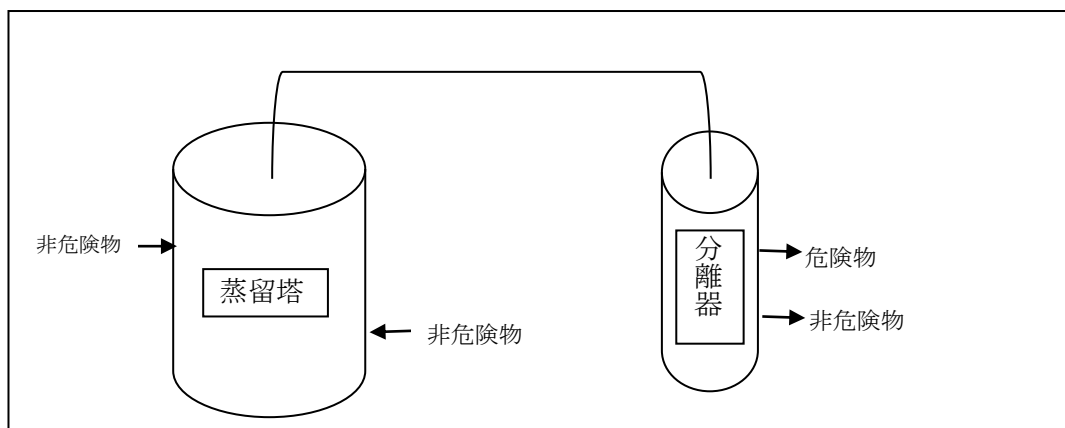
瞬間最大停滞量で算定を行う場合は、反応缶、20号タンク等主要な設備に滞留する容量の合計をいい、配管内、熱交換器内等に滞留する容量は、算定数量として計算する必要はない。



ただし、熱媒等（熱媒装置等）を他の施設から循環して使用している場合にあつては、総循環量（循環量×時間）又は熱媒装置等のタンク容量の大なる方で算定すること。

(2) 非危険物から危険物を製造する製造所

上記（1）の②、③により算定すること。



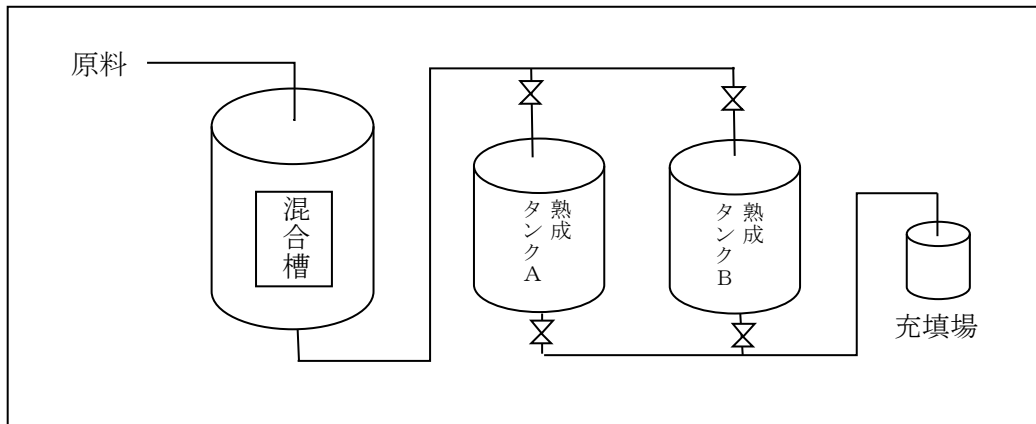
(3) その他特殊な場合

① 同一危険物を繰り返して製造する場合

1工程の取扱倍数に繰り返した回数に乗じた数値及び停滞のある場合には、当該停滞危険物の倍数を加えた数値をもって倍数とすること。

例示1：原料の指定数量の倍数が製品の指定数量の倍数より大のときで、かつ、1日に2工程繰り返す場合 原料×2回

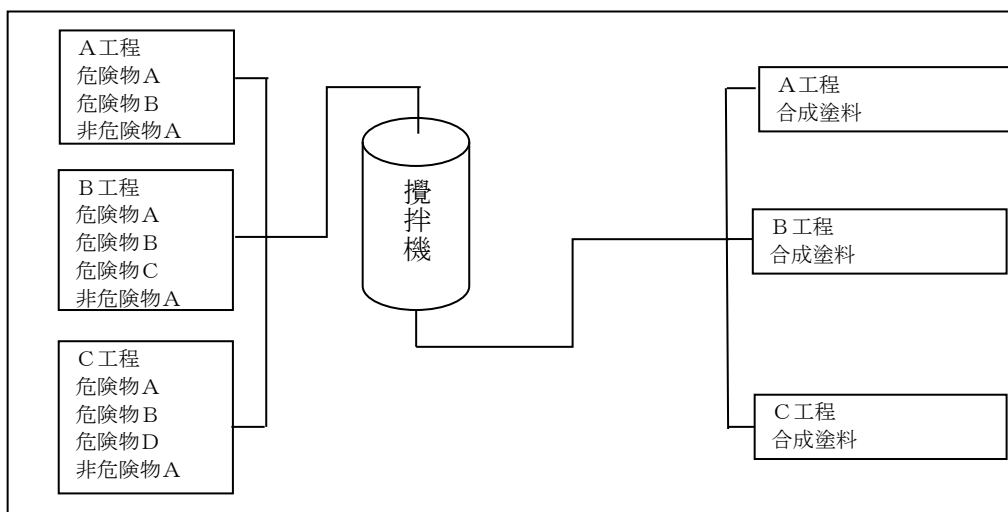
例示2：1日に2回製造し、Bの熟成タンクに危険物の停滞がある場合
(原料×2回) + Bの熟成タンク内の停滞量



② 異種危険物を同一施設にて製造する場合

同一設備を用いて1日に2種類以上の危険物を製造する場合は、各工程について、それぞれ原料危険物と製品危険物を比較して倍数の大きい方をもって当該製造所の倍数とすること。

3工程で3種類の危険物を製造する例



例示：上記の図のA～C工程において、1日に3工程を行う場合、取り扱う倍数を次表に示す。

取扱倍数の算定

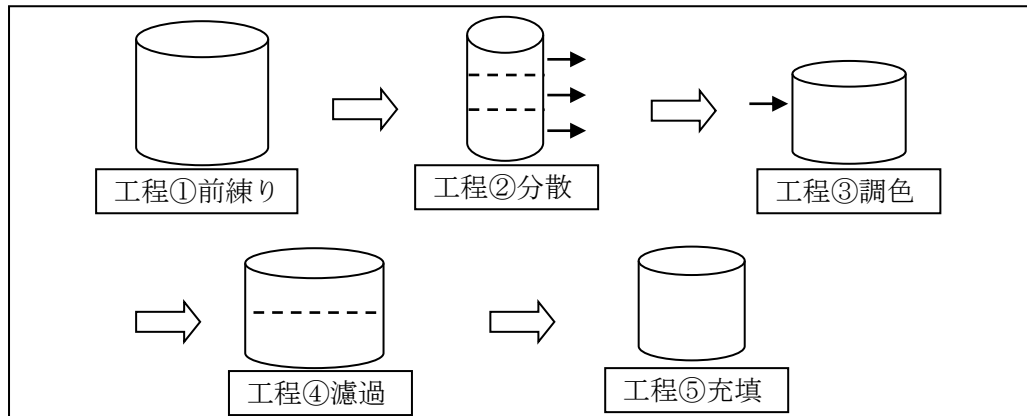
工 程	原 料 危 険 物			製 造 危 険 物		
	品 名	使用量	倍 数	品 名	製造量	倍数
A 工程	危険物A 第1石油類 非水溶性	400L	2.0	合成塗料 第1石油類 非水溶性	1000L	5.0
	危険物B 第1石油類 非水溶性	300L	1.5			
	倍数合計		3.5	倍数合計		5.0
B 工程	危険物A 第1石油類 非水溶性	400L	2.0	合成塗料 第1石油類 非水溶性	1000L	5.0
	危険物B 第1石油類 非水溶性	400L	2.0			
	危険物C アルコール類	200L	0.5			
	倍数合計		4.5	倍数合計		5.0
C 工程	危険物A 第1石油類 非水溶性	200L	1.0	合成塗料 第1石油類 非水溶性	1000L	5.0
	危険物B 第1石油類 非水溶性	400L	2.0			
	危険物D 第1石油類 水溶性	400L	1.0			
	倍数合計		4.0	倍数合計		5.0

* いずれも原料危険物より、製造危険物の取扱い倍数が大きく、1日に3工程を行うとすると、指定倍数は、15倍となる。

* また、A工程を1日目、B、C工程を2日目に行う場合は、2日目のB、C工程の製品の指定倍数の合計となり、10倍となる。

- ③ 危険物を原料として、危険物を製造する製造所において、製造工程が2日以上にわたる場合

製造工程ごとに、それぞれの日における取扱倍数を比較し、最大となる日の倍数をもって当該製造所の倍数とすること。

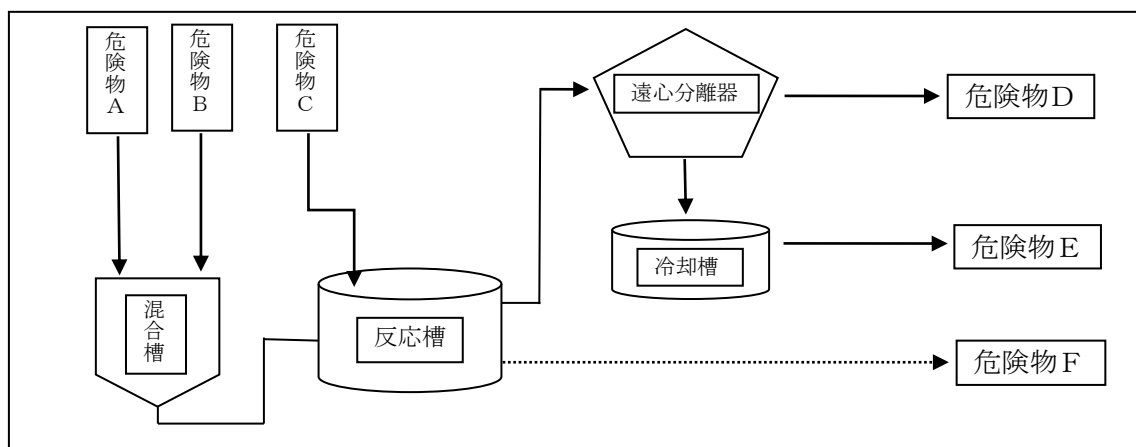


- ④ 製造工程が2以上にわたり、かつ、同一設備を用いて同一危険物を繰り返して製造する場合

工程中の取扱倍数が最大となる日の数値とすること。ただし、工程が連続して行われ、設備内に常時危険物が停滞している製造所においては、瞬間最大停滞量の倍数が工程中の取扱倍数より大となる場合は、これを算定倍数とすること。

- ⑤ 製造工程が2日以上にわたり、かつ、同一設備を用いて異なった危険物を製造する場合

各工程の最大取扱倍数と比較して最大となる数値とすること。



(4) 共通事項

- ① 20号タンクの容量の算定は、3(1)の共通事項に掲げる算定によること。
- ② 特殊な構造及び設備を用いることにより当該タンク内の危険物の量が当該タンク内容積から空間容量を差し引いた容積を超えない一定量を超えることのないものの容量は、当該一定量とすること。

(令第5条抜粋)

特殊な構造及び設備のタンクについては、製造所の位置、構造及び設備の基準第19(20号タンク)2(2)を参照すること。

2 屋内貯蔵所

(1) 貯蔵倉庫単位の最大貯蔵量とすること。

なお、第2種又は移動式以外の第3種消火設備の設置を必要とする屋内貯蔵所については、当該消火設備により有効に消火できる貯蔵高さとすること。 (***)

ただし、容器を積み重ねて貯蔵する場合は、容器の積み重ね高さは、第16条の2の8第2項第5号イ、ロ又はハの規定に基づき蓄電池により貯蔵される危険物を貯蔵する場合を除き、3m(第4類のうち第3石油類、第4石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合にあっては、4m)とする必要があり、最大貯蔵量に留意すること。

(規則第40条の2抜粋)

(2) 留意事項

原則として、容器を積み重ねて貯蔵する場合にあっては、上記によるが、地震等により落下しないようにロープ等で結束すること。

容器への結束ができない場合にあっては、上記によらず耐震計算を行い、容器が落下しない措置を講ずること。(ただし、前(1)の高さを超えないこと。)

(***)

3 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所

移動タンク貯蔵所

(1) 共通事項

① タンクの容積の算定方法

ア 危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの内容積及び空間容積は、総務省令(規則第2条、第3条)で定める計算方法に従って算出するものとする。

イ 前項のタンク容量は、当該タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積とすること。(令第5条抜粋)

② タンクの内容積の計算方法

令第5条第1項の総務省令で定めるタンクの内容積(屋根を有するタンクにあっては、当該屋根の部分を除いた部分。以下同じ。)の計算方法は、次の各号のとおりとする。

(規則第2条)

ア 容易にその内容積を計算し難いタンク
当該タンクの内容積の近似計算によること。

イ 前号以外のタンク
通常の方法によること。

具体的なタンク内容積の計算方法については、別記25[タンクの内容量の計算方法]によること。

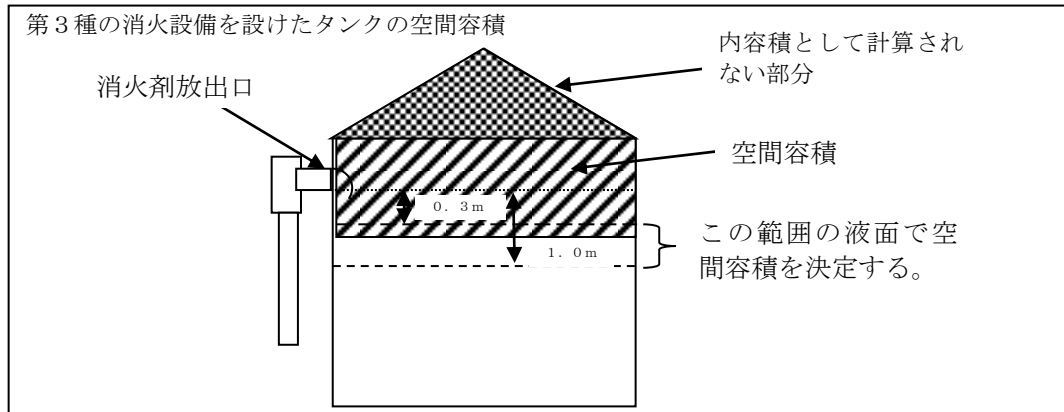
③ タンクの空間容積の計算方法

令第5条第1項の総務省令で定めるタンクの計算方法は次のとおりとする。

(規則第3条抜粋)

ア タンクの内容積に5/100以上10/100以下の数値を乗じて算出すること。

イ 第3種消火設備（消火剤放射口をタンク内の上部に設けるものに限る。）を設ける屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク及び製造所又は一般取扱所の危険物を取り扱うタンクの空間容積は、当該タンクの内容容積のうち、当該消火設備の消火剤放射口の下部0.3m以上1m未満の面から上部の容積とする。

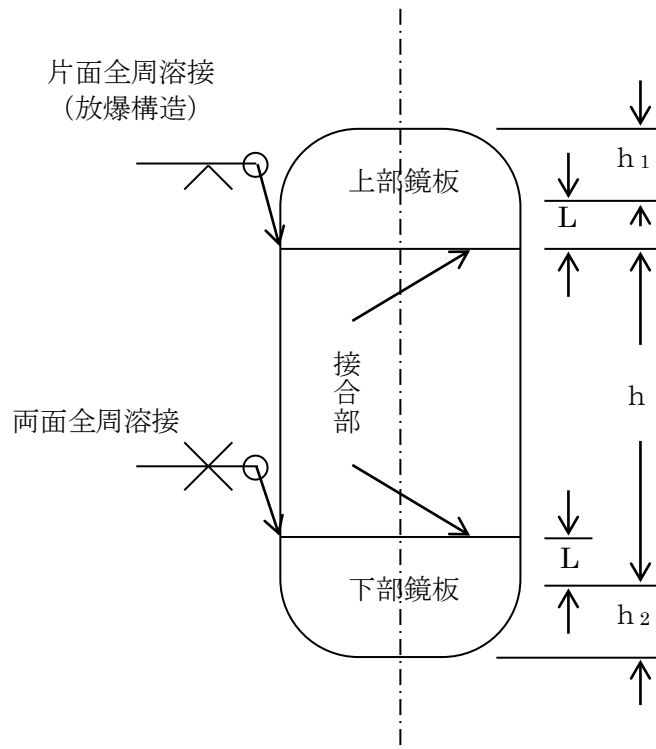


ウ 特定屋外タンク貯蔵所の特定屋外貯蔵タンクにあっては、イに定める容積又は告示（告示第2条の2）で定める液面揺動に基づいた容積のいずれか大なる容積とすること。

④ 留意事項

縦置円筒型のタンクの容量計算にあっては、下記の部分の寸法の取り方について留意すること。 (***)

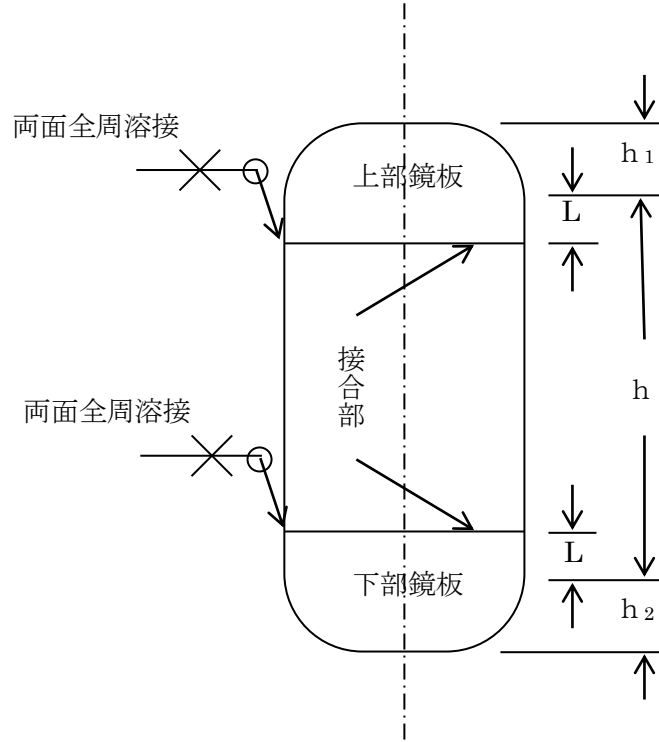
ア 放爆構造となっているもの



放爆構造となっているものにおいては、放爆構造の部分（ $h_1 + L$ ）が屋根

に該当するものである。

イ 放爆構造となっていないもの



放爆構造となっていないものにあつては、内容量は、全容量とすること。

ウ タンク内部に介在する比較的大規模の大きな工作物（サクションヒーター等）については、これらの装置類の容積を除いた内容積とすること。

(2) 屋外タンク貯蔵所

① 浮屋根式タンク（フローティングタンク）

ア 浮屋根が浮屋根としての機能を維持できる高さの最高部の位置にあるときの浮屋根面下の当該タンクの容積以下の容積とすること。

イ 液面高さについては、当該タンクに設置された散水配管及び固定泡放出口等により浮屋根が揺動した場合に浮屋根の浮室等の損傷が生じない程度の液面高さとする。

② 固定屋根式タンク（コンルーフタンク）

空間容積は、規則第3条の規定によること。

屋根部分容積は、タンク内容積及び空間容積には含まないものとする。

中仕切タンクは、各タンク室ごとに数量算定を行い、各タンク室の算定数量の合計量とすること。

(3) 屋内タンク貯蔵所

① 容量は、(1) 共通事項の例によること。

② 一のタンク専用室に2以上の屋内貯蔵タンクを設ける場合は、当該2以上のタンクの容量の合計量とすること。

③ 一のタンク専用室に2以上の指定数量未満の屋内貯蔵タンクを設ける場合で、当該2以上のタンクの容量を合計し、その総量が指定数量以上となる場合は、屋内タンク貯蔵所として規制すること。

(4) 地下タンク貯蔵所

① 容量は、(1) 共通事項の例によること。

第3・6 地下タンク貯蔵所に示す2以上の地下貯蔵タンクが一の地下タンク貯蔵所となっている場合は、2以上のタンクの総容量とすること。

② 2以上の指定数量未満の地下貯蔵タンクを同一の基礎等々に設置、又は同一のタンク室内に設置する場合で、当該タンクの総量が指定数量以上となるときは、地下タンク貯蔵所として規制すること。

(5) 簡易タンク貯蔵所

① 容量は、(1) 共通事項の例によること。

第3・7 簡易タンク貯蔵所に示す2以上の簡易貯蔵タンクが一の簡易タンク貯蔵所となっている場合は、2以上のタンクの総容量とすること。

② 2以上の指定数量未満の簡易貯蔵タンクを同一の部屋又は囲い等に設置する場合で、当該タンクの総量が指定数量以上となるときは、簡易タンク貯蔵所として規制すること。

(6) 移動タンク貯蔵所

① 容量は、(1) 共通事項の例によること。

② 一のタンク室に品名の異なる危険物を交互に積載する場合(以下、「混載」という。)は次によること。

ア 混載が認められるもの。

イ 混載としての指定数量の倍数は、最大倍数とし、混載表で明確にしておくこと。

例示 14000Lの場合

類別	品名	積載数量	指定倍数	比重	積載重量
第4類	第1石油類(ガソリン)	14000L	70倍	0.75	10500kg
第4類	第2石油類(灯油)	14000L	14倍	0.80	11200kg
第4類	第1石油類(ガソリン)	12000L	62倍	0.75	10600kg
	第2石油類(灯油)	2000L		0.80	
第4類	第1石油類(ガソリン)	10000L	54倍	0.75	10800kg
	第2石油類(灯油)	2000L		0.80	
	第2石油類(軽油)	2000L		0.85	
.....

ウ タンク室全部に同一品名を交互に積載する場合(以下「単品混載」という。)は、単品混載する最大倍数とし、単品混載表で明確にしておくこと。

エ タンク1基の最大容量は、30000L以下とすること。

オ タンクコンテナ1基の最大容量は、30000L以下とし、タンクコンテナ数基を同時積載する場合は、タンクコンテナの容量の合計が、30000L以下となるように積載すること。

カ 危険物積載重量は、原則として車両の最大積載量範囲内であること。

ただし、比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法の最大積載量の観点から、空間容積が10%を超えるタンク室(空室となる場合も含む。)が生じる場合であっても差し支えないものとする。

(平成10年10月13日消防危第90号質疑)

(7) 屋外貯蔵所

① 柵等で区画されたエリア内において有効に貯蔵できる量を算定するものとする。

ただし、容器を積み重ねて貯蔵する場合は、容器の積み重ね高さは、第16条の2の8第2項第5号イ、ロ又はハの規定に基づき蓄電池により貯蔵される危険物を貯蔵する場合を除き、3m（第4類のうち第3石油類、第4石油類及び動植物油類を収納する容器のみを積み重ねる場合にあつては、4m）とする必要があり、最大貯蔵量に留意すること。

(規則第40条の2抜粋)

② 留意事項

原則として、容器を積み重ねて貯蔵する場合にあつては、上記によるが、地震等により落下しないようにロープ等で結束すること。

容器を結束できない場合にあつては、上記によらず耐震計算を行い、容器が落下しない高さとする。 (ただし、前①の高さを超えないこと。) (***)

4 給油取扱所

(1) 専用タンク、簡易タンク及び廃油タンクに収納される危険物の量の総和とすること。

(昭和62年4月28日第38号抜粋)

(2) 給油取扱所の付随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満とすること。

(規則第25条の5第3項抜粋)

5 販売取扱所

危険物の最大保有量とし、1日の販売量で算定しないものとする。

6 移送取扱所

(1) 1日に移送する最大取扱量とすること。

(2) 最大取扱量は、移送取扱所のポンプ（船舶ポンプも含む。）により、1日において実際に入出荷する量の合計の最大値（実質値）とすること。

「ポンプ能力」は、単位時間当たりの吐出量×24時間又は実質運転時間とすること。

7 一般取扱所

(1) 共通事項

① 20号タンクの容量計算は、3(1)の共通事項により計算すること。

② 特殊な構造及び設備を用いた20号タンクの容量は、製造所の位置、構造及び設備の基準第19(20号タンク)2(2)を参照すること。

(2) 非危険物を製造する一般取扱所

1の製造所の例に準じて算定すること。ただし、製品は非危険物であるので製品の算定は含まれない。

(3) 消費の一般取扱所

次に掲げるいずれかの最大の倍数とすること。

① 危険物が停滞する設備のある場合は、停滞量

② 1日の消費量

(4) 充てん、詰替の一般取扱所

次に掲げるいずれかの最大倍数とすること。

- ① 1日当たりの最大充てん量又は詰替量
 - ② 貯蔵タンクがある場合は、タンクの容量
- (5) 油圧、循環の一般取扱所
- 次に掲げるいずれかの最大倍数とすること。
- ① 設備等に存する瞬間最大停滞量
 - ② 循環設備のうち別に貯蔵設備があるときは、当該貯蔵設備の貯蔵量
 - ③ 実際に行う循環量
- (6) 自家発電設備等の一般取扱所
- 次に掲げるいずれかの最大倍数とすること。
- ① 消防設備等法令の規定による自家発電設備については、当該法令に規定されている稼働時間の消費量とすること。
 - ② 過去使用実績及び震災時等の非定常時に予測される実態等を勘案して、稼働時間を算定した消費量